

第 1 4 期
千曲川下流地域森林計画変更計画書
(案)
(千曲川下流森林計画区)

長野県長野地域振興局管内 (長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、
高山村、信濃町、飯綱町、小川村)

長野県北信地域振興局管内 (中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村
野沢温泉村、栄村)

令和6年4月1日変更

計画期間 自 令和 2 年 4 月 1 日
至 令和 1 2 年 3 月 3 1 日

長 野 県

森林法（昭和 26 年 6 月 26 日付 法律第 249 号）に基づき、地域森林計画書を変更する。

なお、地域森林計画の変更は、令和 6 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。

変更理由

- ① 森林の転用、編入等に伴う計画の対象とする森林の区域と面積の変更
- ② 全国森林計画策定に伴う伐採立木材積、間伐面積、造林面積の計画量の変更
- ③ 計画期間内において保安林の解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等の変更

目 次

計画事項のうち下線で示した項目の内容について変更する。また、計画事項に変更のないものは掲載を省略している。

ページ番号は、計画樹立時のものを記載している

I 計画の大綱

第1 千曲川下流森林計画区の概況	1
1 自然的背景(位置、気候、地形、地質、土壌)	1
2 社会・経済的背景(人口、農業、工業、商業、交通、観光)	2
3 森林・林業の現状と課題	3
(1) 森林面積と蓄積	3
(2) 民有林の森林資源	3
(3) 民有林の樹種構成	4
(4) 森林の所有形態	4
(5) 林業労働	4
(6) 高性能林業機械	5
(7) 林内路網の整備状況	5
(8) 間伐	5
(9) 素材生産、製材品の出荷	5
(10) 木材流通	6
(11) 地域材の利用	6
(12) 特用林産物	6
(13) 林業用苗木	7
(14) 森林病虫害による被害	7
(15) 野生鳥獣による林業被害	7
(16) 山地災害の復旧	7
(17) 保安林の配備状況	7
(18) 企業等による森林づくり	7
(19) 多様な森林利用	7
(20) 森林情報の活用	7
第2 前計画の実行結果の概要及びその評価	8
1 伐採立木材積	8
2 造林面積	8
3 林道の開設及び拡張	9
4 保安林の指定または解除の面積	9
5 保安施設地区の指定	9
6 保安施設事業	10
第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	11
1 みんなの暮らしを守る森林づくり	12
(1) 多様な森林整備の推進	12
(2) 森林の保全に向けた取組の強化	12
2 木を活かした力強い産業づくり	13

(1) 林業再生の実現	13
(2) 信州の木の利用促進	14
3 森林を支える豊かな地域づくり	14
(1) 森林の適正な管理の推進	14
(2) 森林の多面的な利用の推進	15
(3) 野生鳥獣対策の推進	16

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	17
第2 森林の整備及び保全の方針等	20
1 森林の整備及び保全の目標等	20
(1) 森林の整備及び保全の目標	
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
2 公益的機能別施業森林の整備	23
3 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法	27
4 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	28
第3 森林の整備	29
1 伐採	29
(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	
(2) 立木の標準伐期齢	
(3) その他	
2 造林	33
(1) 人工造林	
(2) 天然更新	
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林	
(4) その他	
3 保育及び間伐	40
(1) 保育の標準的な方法	
(2) 間伐の標準的な方法	
4 林道等路網の整備	45
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2) 効率的な森林施業を推進するための作業システムの基本的な考え方と路網密度の水準	
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	
5 森林施業の合理化等	48
(1) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等	
(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針	
(3) 林業に従事する者の養成及び確保	
(4) 作業システムの高度化	

(5) 流通・加工体制の整備	
6 その他	51
第4 森林の保全	52
1 森林の土地の保全	52
(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
(3) 林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
2 保安施設	70
(1) 保安林の整備	
(2) 保安施設地区	
(3) 治山事業	
(4) 特定保安林の整備	
(5) その他	
3 鳥獣害の防止	71
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止に関する方針	
(2) その他	
4 森林病虫害等の駆除及び予防その他の森林の保護	72
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く)	
(3) 林野火災の予防	
第5 保健機能森林	75
1 保健機能森林の区域の基準	
2 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法	
3 保健機能森林における森林保健施設の整備	
4 立木の期待平均樹高	
5 その他	
第6 計画量等	76
1 伐採立木材積	76
2 間伐面積	76
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	76
4 林道の開設及び拡張に関する計画	77
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	87
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3) 実施すべき治山事業の数量	
6 要整備森林	89
(1) 要整備森林の所在及び面積	
(2) 要整備森林について実施すべき施業の方法	
(3) 実施すべき施業の時期	

第7 保安林その他法令による制限林の施業方法	90
------------------------	----

III 参考資料 113

- 1 森林計画区の概況
 - (1) 市町村別土地面積及び森林面積
 - (2) 気候
 - (3) 土地利用の現況
 - (4) 産業別生産額
 - (5) 産業別就業者数
- 2 森林の現況
 - (1) 齢級別森林資源表
 - (2) 制限林普通林別森林資源表
 - (3) 市町村別森林資源表
 - (4) 所有形態別森林資源表
 - (5) 制限林の種類別面積表
 - (6) 樹種別材積表
 - (7) 特定保安林の指定状況
 - (8) 荒廃地等の面積
 - (9) 森林の被害
 - (10) 防火線等の整備状況
- 3 林業の動向
 - (1) 保有山林規模別林家数
 - (2) 森林経営計画の認定状況
 - (3) 経営管理権及び経営実施権の設定状況
 - (4) 森林組合及生産森林組合の現況
 - (5) 林業事業体等の現況
 - (6) 林業機械化の概況
 - (7) 林道等林内路網の状況
- 4 その他
 - (1) 森林計画制度の体系
 - (2) 地域森林計画樹立の流れ図

(付)利用者のために	145
------------	-----

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別森林面積

(単位:ha)

区	分	面積	備考
長野管内	長野市	41,452	減 -0ha
	須坂市	8,347	減 -0ha
	千曲市	6,906	
	坂城町	3,602	
	小布施町	254	
	高山村	7,548	増 0ha
	信濃町	5,269	減 -3ha
	飯綱町	3,606	減 -0ha
	小川村	4,215	減 -1ha
	計	81,199	減 -4ha
北信管内	中野市	4,598	増 1ha
	飯山市	9,749	増 8ha
	山ノ内町	17,864	減 -0ha
	木島平村	2,548	
	野沢温泉村	3,177	減 -4ha
	栄村	11,295	増 0ha
	計	49,230	増 5ha
計画区総数		130,429	増 1ha

注) 1 森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

2 森林計画図は、千曲川下流森林計画区に含まれる地域の市役所、町村役場及び長野県林務部森林政策課、長野地域振興局、北信地域振興局において閲覧できる。

3 面積は四捨五入のため各項の加算値と総数は必ずしも一致しない。

4 増減面積が 1ha 未満の場合、備考に 0ha にて記載とする。

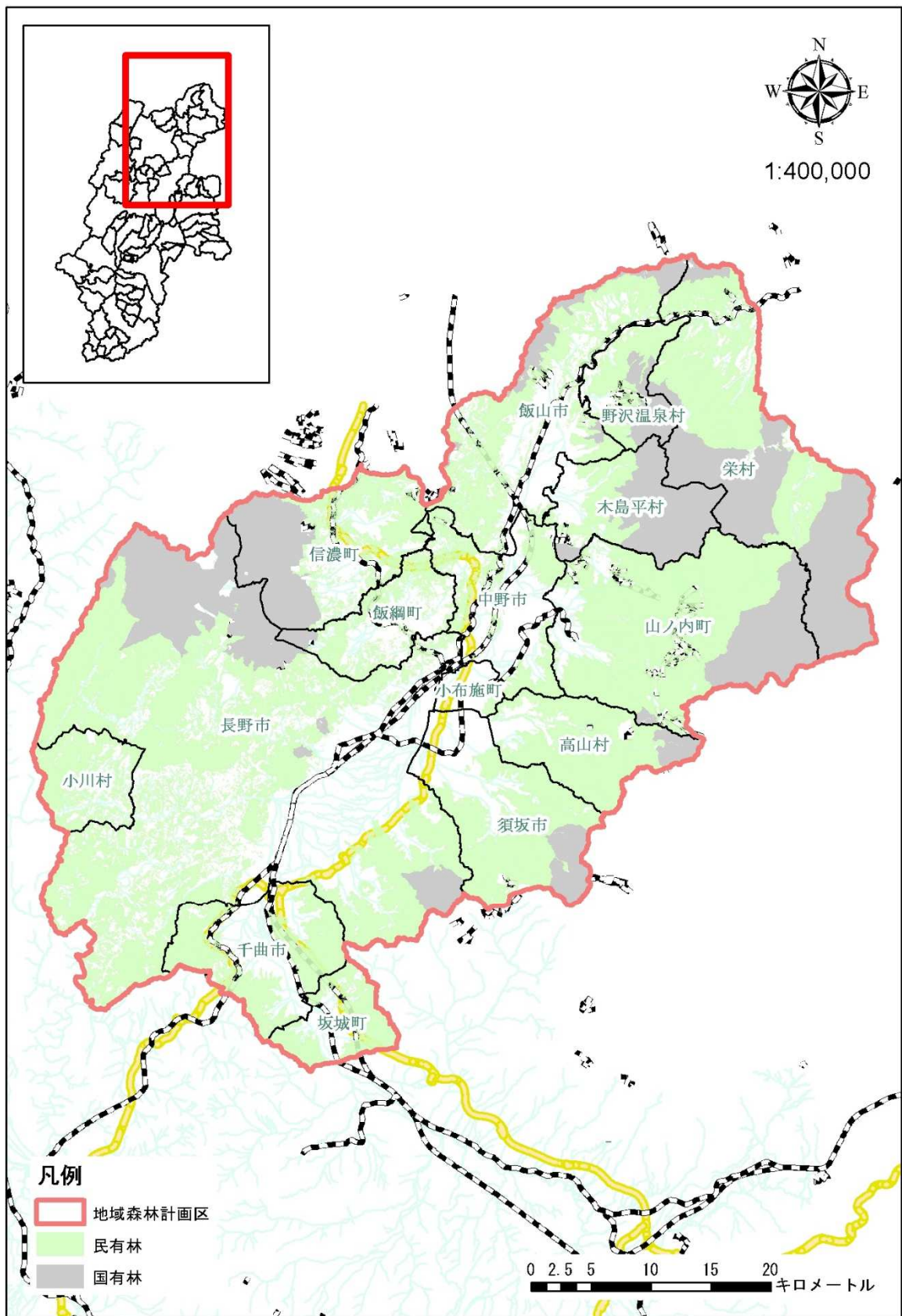
5 森林計画の対象となる民有林(次の(1)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の(3)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)は、次の(1)~(3)までの事項の対象となる。

(1) 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 10 条の 2 第 1 項の開発行為の許可

(2) 森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の森林の土地の所有者となった旨の届出

(3) 森林法第 10 条の 8 第 1 項の伐採及び伐採後の造林の届出

【計画の対象とする森林の区域図】



第6 計画量等

1 伐採立木材積

地域特性、木材の需要動向、資源構成等を勘案しながら資源予測を行い、伐採から植林・森林整備に至る再生循環の仕組みが持続する地域林業の構築を目指し、伐採量を計画しました。

(単位 材積：千m³)

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	<u>1,990</u>	<u>1,925</u>	<u>65</u>	<u>440</u>	<u>405</u>	<u>35</u>	<u>1,550</u>	<u>1,520</u>	<u>30</u>
前半5ヵ年の計画量	<u>1,000</u>	<u>968</u>	<u>32</u>	<u>200</u>	<u>185</u>	<u>15</u>	<u>800</u>	<u>783</u>	<u>17</u>

2 間伐面積

第6の1により定める間伐に係る伐採立木材積、人工林森林資源量等を勘案して決めました。

区 分	間 伐 面 積
総数	<u>23,700ha</u>
前半5ヵ年の計画量	<u>11,900ha</u>

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

第6の1伐採立木材積の計画数量及び植栽実績を基礎として、以下の考え方により造林面積を計画しました。

- ・単層林の拡大造林(人工林以外の箇所への人工造林)は原則として計画しない。
- ・天然林の伐採跡地は全て天然更新とする。
- ・上記のほか、樹下植栽及び天然更新による育成複層林の導入を計画する。

区 分	人工造林	天然更新
総数	<u>2,000ha</u>	<u>550ha</u>
前半5ヵ年の計画量	<u>900ha</u>	<u>250ha</u>

③ 計画期間内において保安林の解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

森林の所在			種 類	面積	解除を必要とする理由
地区名	市町村名	区域			
千曲川下流	栄村	—	水源かん養保安林	0.2ha	指定理由の消滅
	栄村	—	土砂流出防備保安林	2.5ha	指定理由の消滅
	栄村	—	なだれ防止保安林	0.9ha	指定理由の消滅
	山ノ内町	—	土砂流出防備保安林	0.3ha	指定理由の消滅

④ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法の 変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源涵養のための 保安林	—	—	1,201ha	1,510ha	640ha
災害防備のための 保安林	—	—	827ha	1,040ha	441ha
保健・風致の保存等 のための保安林	—	—	5ha	6ha	3ha

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		前半5カ年の計画		
長野市	70、231、247、1031、 3021、3022、3073、3080、 4009、4010、4013、4059、 4097、4098、4112、5020、 6001、6003、6014、6035 林班	16 地区	16 地区	溪間工、山腹工 本数調整伐	
須坂市	27、28、29 林班	3 地区	3 地区	山腹工	
千曲市	1、1002 林班	2 地区	2 地区	溪間工、山腹工	
坂城町	1、40 林班	2 地区	2 地区	溪間工、山腹工	

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		前半5カ年の計画		
高山村	56 林班	1 地区	1 地区	山腹工	
小川村	3、18、61 林班	3 地区	3 地区	溪間工、山腹工 本数調整伐	